亀岡市総合福祉センター運営委員会

日　時　　令和８年２月１８日（水）
　　午前１０時 ～ 午前１１時３０分
場　所　　亀岡市総合福祉センター
　　４階　講習室・集会室

次　　第

１　開　　会

２　あ い さ つ

３　会長・副会長選出

４　議　　事
（１）　亀岡市総合福祉センター運営委員会について
（２）　亀岡市総合福祉センターの事業活動について

５　報　　告
（１）　亀岡市総合福祉センターの受付時間の変更について

６　閉　　会

資料1

亀岡市総合福祉センター運営委員会　委員名簿

区分	役職名	氏名
学識経験者	亀岡市自治会連合会幹事	長尾　敬行
	亀岡市社会福祉協議会常務理事	森川　寿文
利用者の代表	働く女性の家	岡本　まゆみ
	障害者福祉センター	亀井　智美
	中央老人福祉センター	島影　寔
	コミュニティセンター	酒井　みさえ
企業及び団体の代表	亀岡市社会福祉施設協議会副会長	中村　克子
	亀岡経済同友会専務理事	中川　清一
市及び関係行政機関の職員	京都府南丹広域振興局健康福祉部福祉課長	原田　寿樹
	亀岡市障がい福祉課長	宮本　かおり
	亀岡市高齢福祉課長	鈴木　智

任期：令和７年９月１日 ～ 令和９年８月３１日（２年間）

資料２

○亀岡市総合福祉センター条例

平成17年9月30日

条例第33号

亀岡市総合福祉センター条例（昭和57年亀岡市条例第33号）の全部を改正する。

（目的）

第1条　この条例は、亀岡市総合福祉センター（以下「総合福祉センター」という。）の設置及び管理運営に関し必要事項を定めることを目的とする。

（名称及び位置）

第2条　総合福祉センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称　亀岡市総合福祉センター

位置　亀岡市内丸町45番地の1

（開館時間及び休館日）

第3条　総合福祉センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

2　総合福祉センターの休館日は、次の各号に掲げる日とする。ただし、市長が必要と認めるときは、随時に開館又は休館することができる。

(1)　火曜日

(2)　国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3)　1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで（前号に掲げる日を除く。）

（構成）

第4条　総合福祉センターは、次に掲げる施設をもって構成する。

(1)　亀岡市コミュニティセンター

(2)　亀岡市障害者福祉センター

(3)　亀岡市中央老人福祉センター

(4)　亀岡市働く女性の家

(5)　亀岡市勤労青少年ホーム

（平24条例12・一部改正）

（業務）

第5条　総合福祉センターは、市民の連帯感の醸成、障害者、老人、働く女性、勤労青少年の健康の増進、教養の向上及びレクリエーション又は各種の相談、クラブ活動等市民のふれあいの施設として便宜を総合的に供与することを業務とする。

（平24条例12・一部改正）

（利用者）

第6条　総合福祉センターを利用することができる者は、市内に居住する者で、次の各号に掲げるものとする。

(1)　地域住民の連帯意識を高め、健康で文化的な近隣社会の建設とその発展のための事業を行う者

(2)　障害者

(3)　60歳以上の者

(4)　勤労女性（市内に勤務先を有する女性を含む。）又は勤労者家庭の女性

(5)　35歳未満の勤労青少年（市内に勤務先を有する青少年を含む。）

2　市長は、前項各号に定める者のほか、適当と認める者に総合福祉センターを利用させることができる。

（平24条例12・一部改正）

（使用の許可）

第7条　総合福祉センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。総合福祉センターの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

2　市長は、総合福祉センターの管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

（使用の許可の制限）

第8条　次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用を許可しないことができる。

(1)　公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2)　施設又は附属施設その他器具備品等を毀損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

(3)　営利を図る目的で使用するおそれがあると認めるとき。

(4)　管理上支障があると認めるとき。

(5)　その他市長が適当でないと認めるとき。

（平24条例12・平25条例36・一部改正）

（使用許可の取消し等）

第9条　次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用の許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限することができる。

(1)　この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2)　使用の目的を変更したとき。

(3)　災害その他不可抗力の事由によって施設が使用できなくなったとき。

(4)　その他市長が適当でないと認めるとき。

（平25条例36・一部改正）

（使用料）

第10条　総合福祉センターの使用料は、別表第1に掲げる額とする。

2　前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

（平25条例36・一部改正）

（使用料の減免）

第11条　市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の不還付）

第12条　既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（目的外使用）

第13条　総合福祉センターは、法令その他別に定めがある場合のほか、これを目的外に使用することができない。ただし、使用が総合福祉センターの管理上支障がないと認められるもので、特に市長が許可した場合は、この限りでない。

（目的外使用料）

第14条　目的外使用の許可を受けて総合福祉センターの一部を使用する者（以下「目的外使用者」という。）は、目的外使用料を市長が定める期日までに納付しなければならない。

2　目的外使用料は、別表第2に掲げる額とする。

（平25条例36・一部改正）

（目的外使用料の減免）

第15条　市長は、特に必要があると認めるときは、目的外使用料を減額し、又は免除することができる。

（特別の設備等）

第16条　使用者が、総合福祉センターの使用に際し、特別の設備をし、総合福祉センター施設に変更を加え、又は備付けの設備以外の器具を使用しようとするときは、申請と同時に市長の承認を受けなければならない。

（原状回復義務）

第17条　使用者は、総合福祉センターの使用が終わったとき、使用の許可を取り消されたとき、又は使用の中止を命ぜられたときは、直ちに設備を原状に回復しなければならない。

（損害賠償）

第18条　使用者が故意又は過失により総合福祉センター施設を毀損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

（平24条例12・一部改正）

（運営委員会）

第19条　総合福祉センターの運営を円滑に行うため、亀岡市総合福祉センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

（組織）

第20条　運営委員会は、委員15人以内で組織する。

2　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(1)　学識経験者

(2)　市及び関係行政機関の職員

(3)　利用者の代表

(4)　企業及び団体の代表

3　運営委員会に専門部会を置くことができる。

（委員の任期）

第21条　委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2　補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（指定管理者による管理）

第22条　市長は、総合福祉センターの設置目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、総合福祉センターの管理を指定管理者に行わせることができる。

2　総合福祉センターの管理を指定管理者に行わせる場合の指定の手続等は、亀岡市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年亀岡市条例第4号）の定めるところによる。

3　総合福祉センターの管理を指定管理者に行わせる場合の管理業務の範囲は、別表第3に定めるとおりとする。

4　指定管理者が行う総合福祉センターの管理の基準は、第3条及び第6条から第9条までの規定に定めるところによる。この場合において、これらの適用については、第3条中「市長が必要と認める」とあるのは「指定管理者が市長の承認を得た」と、第6条から

第10条までの規定、第12条及び第16条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

（利用料金）

第23条　総合福祉センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第10条の規定にかかわらず、使用者は、指定管理者に使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を前納しなければならない。この場合において、第10条から第12条までの規定、別表第1及び別表第3中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

2　前項の利用料金の額は、別表第1に定める金額を超えない範囲において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。

3　指定管理者は、特に必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

4　利用料金は、指定管理者の収入とする。

（委任）

第24条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の際、現に改正前の亀岡市総合福祉センター条例第6条の規定により市長から使用の許可を受けているものについて、改正後の亀岡市総合福祉センター条例第22条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合は、同条例第7条の規定により指定管理者から使用の許可を受けたものとみなす。

附　則（平成24年条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成25年条例第36号）

（施行期日）

1　この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の亀岡市総合福祉センター条例の規定は、平成26年4月1日以後に許可を受けた使用料及び目的外使用料から適用し、同日前に許可を受けた使用料及び目的外使用料については、なお従前の例による。

附　則（令和元年条例第24号）

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の亀岡市総合福祉センター条例の規定は、令和元年10月1日以後の使用に係る使用料及び目的外使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料及び目的外使用料については、なお従前の例による。

附　則（令和5年条例第4号）

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の亀岡市総合福祉センター条例の規定は、令和5年4月1日以後の使用に係る使用料及び目的外使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料及び目的外使用料については、なお従前の例による。

別表第1（第10条関係）

（平24条例12・平25条例36・令元条例24・令5条例4・一部改正）

総合福祉センター使用料

種別＼使用時間区分		午前	午後	夜間	全日
		午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時	午前9時～午後10時
1階	コミュニティホール	円 2,200	円 3,300	円 4,400	円 9,900
	会議室	440	550	660	1,650
2階	教養娯楽室	440	550	660	1,650
3階	和室	550	660	770	1,980
	会議室	550	660	770	1,980
	講習室	1,210	1,430	1,760	4,400
	料理実習室	770	880	990	2,640
4階	音楽室	660	770	880	2,310
	講習室	770	880	1,100	2,750
	軽運動室	770	880	1,100	2,750
	集会室	440	550	660	1,650

備考

1　市外居住者が使用するときは、使用料の3割相当額を加算する。

2　冷暖房設備を使用するときは、次の表に掲げる額を加算する。

区分	加算額
冷房	使用料の4割相当額
暖房	使用料の3割相当額

3　特別に使用したガス、電気及び水道の使用料は、別に実費を徴収する。

別表第2（第14条関係）

（令5条例4・全改）

区分		単位	金額
2階	団体事務室	1月	42,900円
	生活相談室		12,500円
	会議室		15,000円
4階	図書室		14,300円

別表第3（第22条関係）

指定管理者に行わせる業務の範囲
1　総合福祉センター各施設の各種事業の実施に関する業務
2　総合福祉センターの使用に関する付随業務（使用の許可、使用料の徴収、使用の停止及び使用許可の取消し等）
3　総合福祉センターの施設及び設備の維持管理（軽微なものに限る。）に関する業務
4　その他総合福祉センターの管理に関する業務で市長が必要と認める業務

資料３

○亀岡市総合福祉センター条例施行規則

平成18年3月20日

規則第11号

亀岡市総合福祉センター条例施行規則（昭和58年亀岡市規則第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条　この規則は、亀岡市総合福祉センター条例（平成17年亀岡市条例第33号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（事業）

第2条　地域住民の連帯意識を高めるため、市民各層を対象として亀岡市コミュニティセンター（以下「コミュニティセンター」という。）において行う事業は、次のとおりとする。

(1)　市民の連帯感の醸成及び余暇の活用のための施設の供与に関すること。

(2)　その他市長が必要と認める事業

第3条　障害者のために亀岡市障害者福祉センター（以下「障害者福祉センター」という。）において行う事業は、次のとおりとする。

(1)　生活、健康等の相談及び指導に関すること。

(2)　教養の向上及びレクリエーションに関すること。

(3)　機能回復訓練に関すること。

(4)　職業相談及び就業の援助に関すること。

(5)　その他市長が必要と認める事業

（平24規則15・一部改正）

第4条　60歳以上の者のために亀岡市中央老人福祉センター（以下「中央老人福祉センター」という。）において行う事業は、次のとおりとする。

(1)　生活、健康等の相談及び指導に関すること。

(2)　教養の向上及びレクリエーションに関すること。

(3)　職業相談及び就業の援助に関すること。

(4)　その他市長が必要と認める事業

（平24規則15・一部改正）

第5条　勤労女性及び勤労者家庭の女性のために亀岡市働く女性の家（以下「働く女性の家」という。）において行う事業は、次のとおりとする。

(1)　職業、家庭及び生活に関する相談並びに指導に関すること。

(2)　一般教養及び職業家庭、生活技術等の講習会の開催に関すること。

(3)　クラブ活動等の指導、援助に関すること。

(4)　スポーツ、レクリエーション等の指導及び援助並びに余暇の活用のための施設の供与に関すること。

(5)　その他市長が必要と認める事業

第6条　35歳未満の勤労青少年のために亀岡市勤労青少年ホーム（以下「勤労青少年ホーム」という。）において行う事業は、次のとおりとする。

(1)　各種講座、講習会、講演会、座談会等の開催に関すること。

(2)　各種の相談及び指導に関すること。

(3)　クラブ活動の育成、指導に関すること。

(4)　スポーツ、レクリエーション等の指導及び援助並びに余暇の活用のための施設の供与に関すること。

(5)　その他市長が必要と認める事業

（平24規則15・一部改正）

（受付時間）

第7条　亀岡市総合福祉センター（以下「総合福祉センター」という。）の受付時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、日曜日は、午前9時から午後5時までとする。

（利用グループの登録）

第8条　条例第6条第1項各号に掲げる者は、利用グループとして登録することができる。

2　登録を受けようとするグループは、亀岡市総合福祉センター利用グループ登録申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

3　第1項の登録及び利用グループの活動に関する取扱いは、市長が別に定める。

4　市長は、第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、利用グループとして登録したときは、亀岡市総合福祉センター利用グループ登録証（別記第2号様式）を交付するものとする。

5　市長は、前項の規定により登録したグループ（以下「登録グループ」という。）について登録簿を調製し、保管するものとする。

（平23規則27・追加、平24規則15・平26規則20・一部改正）

（使用許可の申請）

第9条　条例第7条第1項の規定により総合福祉センターの使用の許可を受けようとする者は、亀岡市総合福祉センター使用許可申請書（別記第3号様式。以下「使用許可申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2　前項の使用許可申請書の提出期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定め

る期間とする。ただし、登録グループが申請する場合又は市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(1)　1階コミュニティホール　使用しようとする日（以下「使用日」という。）前3月から3日まで

(2)　その他　使用日前1月から当日まで

（平23規則27・旧第8条繰下・一部改正、平24規則15・平26規則20・令5規則6・一部改正）

（使用の許可）

第10条　市長は、条例第7条第1項に規定する使用の許可（以下「使用許可」という。）をしたときは、条例第10条第2項ただし書に定める場合のほか、使用料の納付のあった後、亀岡市総合福祉センター使用許可書（別記第4号様式。以下「許可書」という。）を前条第1項に規定する申請をした者に対し交付するものとする。

2　前項の規定により許可書の交付を受けた者（以下「使用者」という。）は、市長から許可書の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

（平23規則27・旧第9条繰下・一部改正）

（使用期間）

第11条　総合福祉センターの施設は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる期間を超えて使用することができない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(1)　1階コミュニティホール　5日間

(2)　その他　3日間

（平23規則27・旧第10条繰下、平24規則15・平26規則20・令5規則6・一部改正）

（使用許可の順位）

第12条　使用許可の順位は、使用許可申請書を受理した順序による。ただし、市長が公益上特に必要と認めるときは、この限りでない。

（平23規則27・旧第11条繰下）

（使用時間の計算及び延長）

第13条　使用時間は、本来の使用目的に要する時間のほか、その準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

2　使用者は、許可なく使用時間を延長することはできない。

3　使用者は、使用時間の延長について許可を受けたときは、当該延長に係る規定の使用料を直ちに納付しなければならない。

（平23規則27・旧第12条繰下）

（使用内容の変更）

第14条　使用者は、使用許可を受けた内容を変更しようとするときは、亀岡市総合福祉センター使用許可内容変更承認申請書（別記第5号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2　市長は、前項の規定による申請があったときは、申請内容の変更について承認の可否を決定し、当該申請をした者に対し、亀岡市総合福祉センター使用許可内容変更承認可否通知書（別記第6号様式）を交付するものとする。

（平23規則27・旧第13条繰下・一部改正）

（申出による使用許可の取消し）

第15条　使用者は、自らの都合により使用許可の取消しを受けようとするときは、亀岡市総合福祉センター使用許可取消届・使用料還付申請書（別記第7号様式。以下「取消届・還付申請書」という。）に許可書を添えて市長に提出しなければならない。

2　市長は、前項の規定による申請について承認するときは、当該申請をした者に対し、亀岡市総合福祉センター使用許可取消承認通知書（別記第8号様式）を交付するものとする。

（平23規則27・旧第14条繰下・一部改正）

（使用料及び目的外使用料の減免）

第16条　条例第11条及び条例第15条の規定により使用料及び目的外使用料を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次のとおりとする。ただし、入場料その他これに類するものを徴収するときは、使用料及び目的外使用料を減額し、又は免除しない。

(1)　使用料の減免

ア　本市が使用する場合　免除

イ　登録グループが使用する場合　3割

ウ　災害その他の特別の理由により公益のために使用する場合で、市長が特に必要があると認めるとき。　免除

エ　その他公益のため使用する場合で、市長が必要があると認めるとき。　3割

(2)　目的外使用料の減免

公益のため特別の理由により使用する場合で、市長が特に必要があると認めるとき。　免除

2　前項の規定により、使用料及び目的外使用料の減額又は免除を受けようとするときは、亀岡市総合福祉センター使用料（目的外使用料）減免申請書（別記第9号様式）を使用許可申請書に添付しなければならない。

（平23規則27・旧第15条繰下・一部改正、平26規則20・一部改正）

（使用料の還付）

第17条　条例第12条ただし書の規定により使用料を還付する場合及びその額は、次のとおりとする。この場合において、当該各号の規定により計算した額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(1)　災害その他不可抗力により使用できない場合　全額

(2)　公用又は管理上の都合により使用許可を取り消した場合　全額

(3)　使用許可の取消しを使用の日前7日までにした場合　5割

2　前項の規定により、使用料の還付を受けようとするときは、取消届・還付申請書に許可書を添付して市長に提出しなければならない。

（平23規則27・旧第16条繰下）

（遵守事項）

第18条　使用者は、条例に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1)　収容人員が使用する施設の定員を超えないこと。ただし、市長が特に許可したものは、この限りでない。

(2)　所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。

(3)　許可なく物品等の展示及び販売をしないこと。

(4)　許可なく印刷物等の掲示及び配布をしないこと。

(5)　許可を受けた以外の場所及び器具を使用しないこと。

(6)　使用施設について後始末、原状回復等を行う場合は、市長の指示に従うこと。

(7)　入館者に対して次条の規定を守らせること。

（平23規則27・旧第17条繰下）

第19条　入館者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1)　所定の場所以外で飲食し、又は火気（喫煙を含む。）を使用しないこと。

(2)　館内を不潔にしないこと。

(3)　騒音、放歌、暴力等他人に迷惑をかける行為をしないこと。

(4)　所定の場所以外に出入りしないこと。

(5)　その他市長の指示に従うこと。

（平23規則27・旧第18条繰下）

（破損等の届出）

第20条　使用者及び入館者は、総合福祉センターの施設又は附帯設備等を破損し、又は滅失したときは、直ちにその旨を市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

（平23規則27・旧第19条繰下）

（使用終了の届出）

第21条　使用者は、総合福祉センターの使用を終わったときは、直ちに市長に届け出て、検査を受けなければならない。

（平23規則27・旧第20条繰下）

（冷暖房の実施期間）

第22条　冷暖房の実施期間は、次のとおりとする。ただし、必要に応じて、市長はその期間を伸縮し、又は変更することができる。

(1)　冷房期間　6月20日から9月20日まで

(2)　暖房期間　1月1日から3月31日まで及び12月1日から12月31日まで

（平23規則27・旧第21条繰下、平24規則3・一部改正）

（運営委員会）

第23条　亀岡市総合福祉センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）は、次に定める事項を審議するものとする。

(1)　総合福祉センターの運営方針に関すること。

(2)　総合福祉センターの事業、使用及び普及に関すること。

(3)　その他市長が必要と認めること。

（平23規則27・旧第22条繰下）

（会長及び副会長）

第24条　運営委員会に会長及び副会長を置く。

2　会長及び副会長は、委員の互選による。

3　会長は、運営委員会を代表し、会務を統轄する。

4　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

（平23規則27・旧第23条繰下）

（専門部会）

第25条　運営委員会の所掌事項のうち、市長が特に必要と認めた事項について能率的かつ効果的に調査、審議するため専門部会を設置する。

2　専門部会は、運営委員会の委員7人以内で組織し、その委員は、会長が運営委員会に諮って指名する。

3　部会長及び副部会長は、専門部会の委員の互選とする。

（平23規則27・旧第24条繰下）

（部会の所掌事項）

第26条　専門部会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1)　障害者福祉センター、中央老人福祉センター、働く女性の家及び勤労青少年ホームの運営に関する基本的事項についての調査及び審議

(2)　障害者福祉センター、中央老人福祉センター、働く女性の家及び勤労青少年ホームの事業計画、実施内容の検討及び普及に関すること。

(3)　その他市長が必要と認めること。

（平23規則27・旧第25条繰下、平24規則15・平26規則20・一部改正）

（会議の招集）

第27条　運営委員会は会長が、専門部会は部会長が、これを招集する。

2　運営委員会及び専門部会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3　会長は、必要に応じ専門部会に出席し、指導及び助言を与えることができる。

（平23規則27・旧第26条繰下、平24規則15・一部改正）

（事務局）

第28条　運営委員会及び専門部会の事務局は、亀岡市福祉事務所に置く。

（平23規則27・旧第27条繰下）

（指定管理者による管理）

第29条　総合福祉センターの管理を指定管理者に行わせる場合におけるこの規則の規定の適用については、第8条、第9条、第10条、第14条、第15条及び第17条から第22条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第10条、第13条、第16条、第17条及び別記第7号様式から別記第9号様式までの様式中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第11条、第12条、第16条第1項第1号及び第30条中「市長が」とあるのは「指定管理者が市長の承認を得て」とする。

（平23規則27・旧第28条繰下・一部改正）

（その他）

第30条　この規則に定めるもののほか、総合福祉センターの管理について必要な事項は、市長が別に定める。

（平23規則27・旧第29条繰下）

附　則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附　則（平成23年規則第27号）

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。ただし、第15条第1項を第16条第1項とし、「条例第6条第1項による各号の区分に応じて使用するとき。　免除」を「登録グループが使

用する場合　3割」に改める部分は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行前に条例第6条第1項による各号の区分に応じて使用していた者は、第16条第1項第1号（イ）の改正規定にかかわらず、平成27年3月31日までの使用に限り、使用料の減免額を5割とする。

附　則（平成24年規則第3号）抄

（施行期日）

1　この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附　則（平成24年規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成26年規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（令和3年規則第14号）

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3　この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則（令和5年規則第6号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

資料４

亀岡市総合福祉センター利用状況

（単位：人）

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度（12月まで）
1F	コミュニティホール	8,855	13,331	12,917	13,002	9,836
1F	情報コーナー	0	15	4	3	42
	会議室	267	593	1,223	1,364	1,041
	集会室	91	103	529	508	315
	訓練室	1,776	2,349	2,209	2,513	1,950
	小計	2,134	3,060	3,965	4,388	3,348
2F	教養娯楽室	770	937	1,090	922	348
	会議室	370	433	1,369	1,738	1,429
	録音室	524	425	447	392	278
	団体事務室	1,681	1,997	1,939	2,174	1,520
	小計	3,345	3,792	4,845	5,226	3,575
3F	会議室	777	1,180	1,452	1,361	1,112
	談話室	170	279	96	177	68
	相談室	117	126	155	203	428
	託児室	93	78	80	125	36
	講習室	2,131	2,653	2,488	2,306	2,097
	和室	104	288	232	230	304
	料理実習室	1,419	1,529	1,576	1,609	1,078
	屋上庭園	0	0	0	0	0
	小計	4,811	6,133	6,079	6,011	5,123
4F	音楽室	1,816	2,871	3,324	3,507	2,854
	娯楽談話室	1,243	1,797	1,762	1,582	1,181
	団体事務室	523	712	553	666	497
	講習室	2,294	2,731	2,726	2,982	2,101
	集会室	892	1,249	1,493	1,291	868
	軽運動室	3,960	6,262	6,487	6,668	5,525
	小計	10,728	15,622	16,345	16,696	13,026
合計		29,873	41,938	44,151	45,323	34,908
（参考）	利用件数	2,286件	2,985件	2,961件	2,959件	2,302件

総合福祉センター　稼働率

階	部屋名	区分	令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度（12月まで）	
			実績件数	稼働率	実績件数	稼働率	実績件数	稼働率	実績件数	稼働率
1	コミュニティホール	午前	137	46.92%	147	50.52%	137	47.74%	92	42.20%
		午後	187	64.04%	150	51.55%	144	50.17%	95	43.58%
		夜間	173	71.49%	166	68.88%	167	69.87%	128	70.33%
		小計	497	60.17%	463	56.26%	448	55.10%	315	50.97%
	会議室	午前	71	24.32%	102	35.05%	104	36.24%	87	39.91%
		午後	53	18.15%	113	38.83%	118	41.11%	91	41.74%
		夜間	13	5.37%	34	14.11%	46	19.25%	36	19.78%
		小計	137	16.59%	249	30.26%	268	32.96%	214	34.63%
2	教養娯楽室	午前	27	9.25%	35	12.03%	36	12.54%	11	6.79%
		午後	51	17.47%	57	19.59%	32	11.15%	10	6.17%
		夜間	48	19.83%	49	20.33%	47	19.67%	27	20.00%
		小計	126	15.25%	141	17.13%	115	14.15%	48	10.46%
	会議室	午前	62	21.23%						
		午後	79	27.05%						
		夜間	9	3.72%						
		小計	150	18.16%						
3	会議室	午前	61	20.89%	79	27.15%	69	24.04%	54	24.77%
		午後	120	41.10%	128	43.99%	129	44.95%	101	46.33%
		夜間	8	3.31%	21	8.71%	16	6.69%	23	12.64%
		小計	189	22.88%	228	27.70%	214	26.32%	178	28.80%
	講習室	午前	111	38.01%	126	43.30%	117	40.77%	89	40.83%
		午後	47	16.10%	38	13.06%	48	16.72%	41	18.81%
		夜間	33	13.64%	29	12.03%	2	0.84%	10	5.49%
		小計	191	23.12%	193	23.45%	167	20.54%	140	22.65%
	和室	午前	12	4.11%	11	3.78%	6	2.09%	16	7.34%
		午後	27	9.25%	23	7.90%	36	12.54%	41	18.81%
		夜間	12	4.96%	10	4.15%	8	3.35%	12	6.59%
		小計	51	6.17%	44	5.35%	50	6.15%	69	11.17%
	料理実習室	午前	93	31.85%	82	28.18%	88	30.66%	63	28.90%
		午後	42	14.38%	58	19.93%	79	27.53%	67	30.73%
		夜間	2	0.83%	2	0.83%	4	1.67%	10	5.49%
		小計	137	16.59%	142	17.25%	171	21.03%	140	22.65%
4	音楽室	午前	113	38.70%	107	36.77%	102	35.54%	115	52.75%
		午後	174	59.59%	168	57.73%	167	58.19%	138	63.30%
		夜間	87	35.95%	109	45.23%	138	57.74%	115	63.19%
		小計	374	45.28%	384	46.66%	407	50.06%	368	59.55%
	講習室	午前	141	48.29%	140	48.11%	118	41.11%	84	38.53%
		午後	82	28.08%	72	24.74%	80	27.87%	58	26.61%
		夜間	48	19.83%	55	22.82%	60	25.10%	48	26.37%
		小計	271	32.81%	267	32.44%	258	31.73%	190	30.74%
	集会室	午前	127	43.49%	120	41.24%	97	33.80%	64	29.36%
		午後	79	27.05%	100	34.36%	82	28.57%	48	22.02%
		夜間	17	7.02%	14	5.81%	35	14.64%	40	21.98%
		小計	223	27.00%	234	28.43%	214	26.32%	152	24.60%
	軽運動室	午前	249	85.27%	247	84.88%	239	83.28%	181	83.03%
		午後	250	85.62%	239	82.13%	262	91.29%	198	90.83%
		夜間	140	57.85%	130	53.94%	146	61.09%	109	59.89%
		小計	639	77.36%	616	74.85%	647	79.58%	488	78.96%
合計		午前	1,204	34.36%	1,196	37.36%	1,113	35.25%	856	36.55%
		午後	1,191	33.99%	1,146	35.80%	1,177	37.28%	888	37.92%
		夜間	590	20.32%	619	23.35%	669	25.45%	558	28.54%
		総合計	2,985	30.12%	2,961	32.71%	2,959	33.09%	2,302	34.67%

※　稼働率＝実績件数÷使用可能件数で求めました。

令和4年度（使用可能件数、午前292件、午後292件、夜間242件、合計826件。合計使用可能件数、午前3,504件、午後3,504件、夜間2,904件、合計9,912件）

令和5年度（使用可能件数、午前291件、午後291件、夜間241件、合計823件。合計使用可能件数、午前3,201件、午後3,201件、夜間2,651件、合計9,053件）

令和6年度（使用可能件数、午前287件、午後287件、夜間239件、合計813件。合計使用可能件数、午前3,157件、午後3,157件、夜間2,629件、合計8,943件）

令和7年度　教養娯楽室10月1日～12月9日迄は工事期間のため稼働率を省く

一般利用できる部屋のみ記載します。

資料５

総合福祉センター登録グループについて

１　利用グループ登録数について

○登録認定件数　　４７件（裏面のとおり）
※参考　令和７年４月時点の登録認定件数：４７件
※参考　利用グループ登録申請をされ、認定されたグループを「登録グループ」と称している。

上記グループは、令和６年１２月４日～１２月２０日までに令和７年度の認定申請を行ったグループであり、年度の途中でも利用グループ登録の申請は可能。ただし、その場合すでに認定されているグループの活動予定日を活動希望日にすることは不可としている。

２　登録グループの取り扱い

（１）年間活動日の調整について
登録グループの活動日は、申請時に提出した年間活動希望計画書に基づき確保するが、重複した場合は調整を行っている。

（２）使用料の減免
登録グループは、総合福祉センターの使用料（利用料金）を「３割減免」としている。

（３）利用回数について
令和元年度から登録グループ認定の期間を１年としたことに伴い、年間活動希望日を週１回かつ月４回を上限とした。ただし、年間活動日の決定後に追加で施設の利用申請をする際、一般利用者と利用希望日が重複したときは一般利用者を優先している。

亀岡市総合福祉センター登録グループ一覧（令和７年度）

登録区分	番号	グループの名称	番号	グループの名称
働く女性の家事業	1	ストレッチ体操サークル	１０	ゴスペルサークル「AGUAS!!」
	2	ソーイングサークル「ひまわり」	１１	にこにこクッキングサークル
	3	太極拳サークル「蘇州」	１２	パッチワークサークル
	4	ハンドメイドクラブ	１３	書道サークル「つつじ」
	5	くらしの生け花サークル	１４	ピンポンサークル「おれんじ」
	6	洋裁サークル「ピンクッション」	１５	リフレッシュフォークダンス「ひまわり」
	7	ピンポンサークル「こすもす」	１６	女声コーラス「五月会」
	8	ゴスペルサークル「Join&Joy」	１７	健康太極拳サークル
	9	フラダンスサークル「アロハ」		
中央老人福祉センター事業	1	みんなの広場	１４	新俳画サークル
	2	お茶を楽しむ会	１５	ピンポンサークル「金友会」
	3	介護予防体操「すこやかクラブ」	１６	パッチワークサークル
	4	生け花サークル	１７	カラオケサークルＣ
	5	カラオケサロン	１８	書をたのしむ会
	6	ピンポンサークル「水仙」	１９	ピンポンサークル「キンビ」
	7	大正琴「深幸会」	２０	亀岡短歌会
	8	カラオケサークルＡ	２１	ちぐさ句会
	9	コーラスサークル「あさぎり」	２２	楽しいピンポンサークル
	１０	書道サークル「ききょうの会」	２３	囲碁講座サークル
	１１	ピンポンサークル「木の実」	２４	水墨画サークル
	１２	いきいき写真サークル	２５	篆刻サークル
	１３	カラオケサークルＢ		
コミュニティセンター事業	1	亀岡社交ダンスサークル		
	2	マンドリンクラブ		
	3	亀岡市吹奏楽団		
	4	元気で明るいサロン		
	5	社交ダンスサークル「もみの木会」		

資料６

令 和 ７ 年 度

事業計画及び収支予算書

公益財団法人 亀岡市福祉事業団

目　　次

基本方針　-1-

事業計画　-1-

福祉事業（公益事業1）

施設の管理及び公益目的事業に貸与する事業（公益事業2）

自主事業、施設を公益目的事業以外に貸与する事業など（収益事業）

収支予算　-6-

令和７年度 事業計画

Ⅰ．基本方針

亀岡市福祉事業団は、公益財団法人として、その設立目的のもと、障がい者、高齢者、勤労女性、勤労青少年及び地域住民の職業生活・教養の向上、健康の増進、就労支援、社会参加・交流・余暇活動の促進、連帯感の醸成等に関する事業を行うことにより、市民福祉の増進に努めています。

令和７年度は亀岡市総合福祉センターの新たな指定管理期間（４年間）の２年目となります。市民に利用してもらいやすい施設を目指して、より一層適正な施設管理に努めてまいります。

また、総合福祉センターを構成する各施設の事業運営については、亀岡市からの受託事業とともに、法人の自主事業も併せて充足し魅力ある事業推進を図ります。

公益財団法人として、その設立趣旨に則り、多くの市民のみなさまに有益となる環境づくりに努め、利用者の意見等には迅速に対応してまいります。

Ⅱ．事業計画

１　福祉事業（公益事業１）

（１）障害者福祉事業(障害者福祉センター)

障がい者が住みなれた地域で暮らせる社会、自立と共生の社会を実現するため、『障害者総合支援法』に基づき、障がい者の地域における社会参加と自立を総合的に支援するため、派遣事業、人材養成・研修事業や幅広い講座・スポーツ養成・交流事業などを行います。

①　派遣事業
　・意思疎通支援事業（コミュニケーション支援）

②　人材養成・研修事業
　・要約筆記奉仕員養成事業
　・手話奉仕員養成事業
　・要約筆記者現任研修
　・手話通訳者現任研修

③　講座・スポーツ普及・交流事業

・手話広場

・障がい者生活訓練

・難聴者・中途失聴者情報提供

・聴覚言語障がい者・盲ろう者情報提供・生活訓練

・視覚障がい者情報提供・生活訓練

・発達障がい・知的障がい・精神障がい・難病対象別事業（社会参加促進）

・市民との交流事業

・スポーツクラブの育成

・スポーツ教室の開催

④　指導助言・情報提供その他

・全京都障害者総合スポーツ大会　卓球バレー大会参加

・丹波自然運動公園　障がい者スポーツ交流大会参加

・亀岡市障がい者スポーツミニ交流会参加

・京都卓球バレー協会交流大会参加

・パンフレット「聴覚障がい者と関わるすべてのみなさんへ」配布

・職員による常時相談

（２）高齢者福祉事業（中央老人福祉センター）

高齢者が日々の充実した生活を維持し、積極的な社会参加と様々な活動を促進するうえで重要な健康づくりや生きがいづくりの事業を介護予防の要素も交えて実施します。

また、事業を通して、世代間の交流とコミュニケーションを深め、幅広い仲間づくりへの支援も行います。

①　生きがいづくり事業

②　健康づくり事業

③　相談事業

④　その他

（３）勤労女性福祉事業（働く女性の家）

男女雇用機会均等法の趣旨に則り、性別にかかわらずその意欲と能力に応じて、

多様な生き方が選択・実現できるよう、就労支援や仕事と子育ての両立支援などの各種事業を実施します。また、自らが学びを深め、気づき・考え・行動に繋げられるよう参加型を取り入れた事業にも取り組むとともに、多様な生き方を支援する相談事業の充実を図っていきます。

また、勤労青少年ホームと事業等を共催することにより利用者の増加に努めます。

① 講座・セミナー・交流事業
- 就労支援事業
- 両立支援事業
- 男女共同参画推進事業
- 交流事業（職員主導）

② 相談事業
- ＣＲ（コンシャスネス・レイジング）によるグループ相談
- 職員による常時相談
- 保育士による「子育て相談」

③ 託児事業
- ６ヶ月から就学前までの乳幼児の無料託児（一部有料）

④ 指導助言・情報提供その他
- 図書事業（貸し出し）
- 雇用促進情報等の提供

（４）勤労青少年福祉事業（勤労青少年ホーム）

勤労青少年の自立と社会参加を促進するため、若者のキャリア形成や自己啓発、コミュニケーション力の育成支援など、多様な相談ニーズに応えるよう、相談事業の充実を図るとともに、引き続き関係機関との連携を密にしていきます。

講座等の事業については、働く女性の家と共催をすることで、経費等の合理化を図るとともに、利用者の増加にも努めます。

①相談事業
- カウンセリング＠ホーム（専門相談）

②指導助言・情報提供その他
- 図書事業（貸し出し）
- 情報資料の提供

③講座・セミナー・交流事業

・働く女性の家と共催

（5）その他共通事項

総合福祉センターは５つの施設で構成されていますが、総合的に効率的な事業活用を図るため、引き続き、全体で共通の取り組みを積極的に行っていきます。

① 総合福祉センター利用グループの登録促進
② 総合福祉センター登録グループへの助言・指導
③ 交流事業等の実施
④ 広報活動

2　施設の管理及び公益目的事業に貸与する事業（公益事業２）

（1）施設管理事業

総合福祉センターの指定管理者として、引き続き市民の安全な利用を図るため、施設の点検と必要な修繕を行うとともに、設置者において点検や修繕が必要なものについては、引き続きその実施を要望していきます。

また、法定点検での指摘や、建設から４２年が経過しているため急を要する修繕箇所や経費が増加傾向にあります。今後大掛かりな修繕も考えられることから、経年劣化の状況や必要経費等を見極めつつ、計画的に改修やメンテナンスを行うため、設置者と協議を重ねていきます。

（2）施設を公益目的事業に貸与する事業

総合福祉センター条例等に基づき、施設の利用促進に努めます。特に、総合福祉センターを活動拠点とする登録グループは、そのほとんどが公益事業目的（障害者、高齢者、勤労女性、勤労青少年の各福祉事業要件）の利用であり、登録グループの育成、活動支援にも努めていきます。

また、施設利用の利便性を高めるための創意工夫に取り組みます。

3　自主事業、施設を公益目的事業以外に貸与する事業など（収益事業）

（1）自主事業

法人の自主事業としては、主として女性を対象に、次の働く女性の家事業を実施します。

・なつかしの歌声広場
・身体のメンテナンス体操講座
・保存食講座（減塩梅干し・白みそ・減塩みそ）

（2）施設を公益目的事業以外に貸与する事業など

公益目的事業以外の施設貸与については、総合福祉センターの設置目的を踏まえつつ、限られた市内の公共施設として幅広い市民に利用していただけるよう、条例規定の営利目的等を除き柔軟に対応していきます。

公益事業目的に該当しない登録グループについては、総合福祉センター構成施設のコミュニティセンター事業としてその活動の場を提供することとします。

また、利用者の利便を図るため、コピーサービス（有料）や飲料水の自動販売機設置を引き続き行います。

令和7年度 公益財団法人亀岡市福祉事業団 収支予算

＜収入の部＞ （単位:円）

科目	公益目的事業			収益事業	法人会計	合計
	公1（福祉事業）	公2（施設管理）	小計			
基本財産運用収入			0		3,000	3,000
特定資産運用収入			0			0
管理運営受託収入	21,845,713	17,148,516	38,994,229	5,782,771		44,777,000
利用料金収入		1,875,877	1,875,877	624,123		2,500,000
受講料収入	667,000		667,000	560,000		1,227,000
市補助金収入	11,162,149	1,721,032	12,883,181	890,667	7,456,152	21,230,000
雑収入	37,000		37,000	200,000	1,000	238,000
前期繰越収支差額	120,841	487,722	608,563	△ 108,563	405,000	905,000
合計	33,832,703	21,233,147	55,065,850	7,948,998	7,865,152	70,880,000

＜支出の部＞ （単位:円）

科目	公益目的事業			収益事業	法人会計	合計
	公1（福祉事業）	公2（施設管理）	小計			
施設管理事業支出		20,857,972	20,857,972			20,857,972
障害者福祉事業支出	17,324,300		17,324,300			17,324,300
高齢者福祉事業支出	10,588,300		10,588,300			10,588,300
勤労女性福祉事業支出	3,814,803		3,814,803			3,814,803
勤労青少年福祉事業支出	892,300		892,300			892,300
収益事業支出			0	7,824,173		7,824,173
法人管理支出			0		7,611,152	7,611,152
特定資産取得支出	1,213,000		1,213,000		254,000	1,467,000
予備費支出		375,175	375,175	124,825		500,000
合計	33,832,703	21,233,147	55,065,850	7,948,998	7,865,152	70,880,000

資料７

亀岡市総合福祉センターの受付時間の変更について

変更の趣旨　　亀岡市総合福祉センターの受付業務については、利用者の利便性向上を図るため、令和７年２月１６日から本格的に電話での受付を開始しました。

電話受付が浸透したこと、また指定管理者である（公財）亀岡市福祉事業団職員の働き方改革の推進や人材確保の意向をふまえ、令和７年１１月から試行的に窓口での受付時間の変更を実施しています。

試行期間の周知をふまえ、現在のところ大きな影響がなく利用者のご理解も一定得られていることから窓口での受付時間を午後９時までのところを２時間３０分短縮し、午後６時３０分までとします。

試行期間　　令和７年１１月１日（土）から

※本格実施の時期については、指定管理者と協議のうえ決定します。

周知方法　　総合福祉センターホームページ
館内ポスター掲示
亀岡市広報かめおか
館内窓口での案内・説明

概　　要

開館時間	午前　9時　～　午後10時 （休館日：火曜日・休日・12月29日～1月3日）		
電話受付時間	午前10時　～　午後　4時		
窓口受付時間	午前9時 ～ 午後9時 （日曜日は午前9時～午後5時）	➡ 試行期間の状況等の検証後	午前9時　～　**午後6時30分** （日曜日は午前9時～午後5時）

窓口受付時間の変更は、申請受付業務・会計取扱業務に限ります。

亀岡市総合福祉センター条例施行規則

（受付時間）

第7条　亀岡市総合福祉センター（以下「総合福祉センター」という。）の受付時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、日曜日は、午前9時から午後5時までとする。